解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

佐賀県佐賀市松原一丁目二番三五号
財団法人佐賀商工会館
代表清算人　島内　正彦

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十五年十月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

鹿児島県姶良市蒲生町上久徳二三九九番地
社団法人明治百年記念姶良西部地区林業振興会
清算人　笹山　義弘

第八十八期決算公告

平成二十五年九月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

流動資産	二、四八四、一五三、八七六
固定資産	六、八一〇、〇〇四、六三八
資産合計	九、二九四、一五八、五一四

負債及び純資産の部

流動負債	四七〇、八〇四、六〇四
固定負債	二、三〇七、三七八、三七九
株主資本	六、五一五、九七五、五三一
資本金	五二、八〇〇、〇〇〇
資本剰余金	二五、五八一、三三二
利益剰余金	六、四三七、五九四、一九九
（うち当期純損失）	（八五、五六四、一四八）
負債・純資産合計	九、二九四、一五八、五一四

平成二十六年一月十日

東京都港区南麻布四丁目一番一二号
磯野不動産株式会社
取締役社長　磯野　計一

第一一一期決算公告

平成二十五年九月三十日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	一、三六〇、七〇六
固定資産	三四二、四〇一
資産合計	一、七〇三、一〇八

負債及び純資産の部

流動負債	四一九、二二〇
固定負債	一四四、五六五
株主資本	一、一三九、三二二
資本金	一〇〇、〇〇〇
資本剰余金	六、六六九
資本準備金	六、六六九
利益剰余金	一、〇三二、六五二
利益準備金	二五、〇〇〇
その他利益剰余金	一、〇〇七、六五二
（うち当期純利益）	（五五、五〇八）
負債・純資産合計	一、七〇三、一〇八

平成二十六年一月十日

兵庫県姫路市神屋町四丁目二二
サンエス石膏株式会社
代表取締役社長　村上　高久

配当公告

三重県津市戸木町七〇五四番地
破産者　株式会社澤井電子

右の者に対する津地方裁判所平成二十五年（フ）第八一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　金一〇一、一七二、二七九円
一、配当することのできる金額
　金二三、五〇四、九〇九円

平成二十六年一月十日

三重県津市中央四番一一号　橋本ビル二〇三号
破産管財人　浅尾　光弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道寿都郡黒松内町字黒松内二五番地、最後の住所北海道滝川市西町三丁目二番三七―六〇二号西町ふれ愛ホーム
被相続人　亡　橋本　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十日

北海道滝川市扇町三丁目九番三四号、事務所北海道滝川市大町一丁目八番一号産経会館二階
相続財産管理人　弁護士　丸山　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市大字湊町字本町七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　岩村　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十日

青森市古川二丁目二〇番三号　朝日生命青森ビル七階
相続財産管理人　弁護士　石岡　隆司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市神宮寺字家後二四番地三、最後の住所秋田県大仙市神宮寺字切欠四五番地二
被相続人　亡　鈴木　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十日

秋田県大仙市大曲須和町二丁目三番二一―五号
相続財産管理人　弁護士　佐々木　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県龍ケ崎市平台二丁目一二番地七、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　鈴木　哲也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十日

事務所茨城県牛久市牛久町二七九番地一
千秋ビル四階白岩法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白岩　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蕨市北町二丁目三六四九番地、最後の住所埼玉県蕨市北町四丁目一番五号
被相続人　亡　金井　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一八号関本ビル四階　荒木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　荒木　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市花見川区宇那谷町三三二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　松戸　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十日

事務所千葉県千葉市中央区中央二丁目九番八号　ジブラルタ生命千葉ビル七階　千葉第一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川畑　愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県中魚沼郡津南町大字外丸戊一五三九番地、最後の住所石川県金沢市浅野本町ニ一七二番地一
被相続人　亡　篠原　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十日

事務所石川県金沢市御影町二番二号　ＭＩビル二階　さえき司法書士事務所
相続財産管理人　佐伯　知亮